

## 令和5年度 滋賀地方最低賃金審議会

### 第1回滋賀県精密機械器具・電気機械器具製造業最低賃金専門部会 議事録

開 催 日 時	令和5年9月27日(水) 9時27分 ~ 11時55分			
開 催 場 所	滋賀労働局 共用会議室			
出 席 状 況	公益代表委員	出席3人	(定数3人)	
	労働者代表委員	出席3人	(定数3人)	
	使用者代表委員	出席3人	(定数3人)	
	事務局	4人		
出 席 者	公益代表委員	石井利江子	木下康代	宗野隆俊
	労働者代表委員	大江彰宏	豊田孝次	平塚雄二
	使用者代表委員	小西哲也	田中秀康	西田保夫
	事務局	中井労働基準部長、口賃金室長、 辰巳賃金指導官、浜口労働基準監督官		
主 要 議 題	・滋賀県精密機械器具・電気機械器具製造業最低賃金の改正決定について(金額審議)			
議 事 録	別紙のとおり			

○事務局（室長）

それでは、ただ今から、「令和5年度 第1回 滋賀県精密機械器具・電気機械器具製造業最低賃金専門部会」を開催いたします。

本日は、委員の皆様にはご多忙のところ、ご出席いただきまして、ありがとうございます。

本専門部会の出席状況について、報告いたします。

公益側代表委員3名、労働者側代表委員3名、使用者側代表委員3名の合計9名全員のご出席をいただいています。

したがって、最低賃金審議会令第6条第6項の準用規定による同法第5条第2項の規定により、定数の3分の2以上の出席をいただいていますので、本専門部会が有効に成立していることを報告いたします。

本専門部会は第1回本審でも確認させていただいたとおり、滋賀地方最低賃金審議会最低賃金専門部会運営規程第7条第1項「ただし書」により、公労使の三者協議の場のみ、「公開」といたします。さらに、同規程第8条第2項及び第3項により、その「議事録」、「議事要旨」についてもホームページで公開することとなります。

よって、同運営規程第7条第1項の規定により傍聴の申込みを受け付けましたが、本日は傍聴を希望される方がおられなかったことをご報告いたします。

また、合同専門部会で本専門部会の部会長を木下委員に、部会長代理を石井委員に就任していただくことが決定しています。

それでは、これからの進行を、木下部会長にお願いいたします。

○部会長

みなさま、おはようございます。

本部会の議事進行を務めます部会長の木下です。よろしくお願いいたします。

それではまず初めに、本日の資料について、事務局から説明をお願いします。

○事務局（指導官）

それでは、本日の資料につきまして説明させていただきます。

資料 No. 1 としまして、滋賀県鋳工業指数（令和 5 年（2023 年）7 月速報）で、先日開催しました合同専門部会でお配りしたものの最新データとなっております。概要としまして、生産及び出荷指数は 3 か月ぶりの低下、在庫は前月と同じとなっております。

次に 15 ページ資料 No 2 で、令和 5 年度 特定（産業別）最低賃金結審状況（精密機械器具・電気機械器具製造業関係）となっております。

昨日時点で、埼玉局並びに大阪局で結審をしております。

また、この表の改定前最低賃金が赤字になっておりますのは、本年度の地域別最低賃金を下回っているもの、網掛けになっているものにつきましては改正審議の必要性なしと判断されたものまたは申出のなかったとなっております。

本日の資料につきましては、以上でございます。

○部会長

ただ今の説明に対して、ご質問等ないでしょうか。

○各委員

（質問等上がらず）

○部会長

特になければ、議題の「滋賀県精密機械器具・電気機械器具製造業最低賃金の改正」の審議に入ります。

この専門部会は、今日を含めて 3 回、開催が予定されています。

特定（産業別）最低賃金は、「労使のイニシアティブにより設定されるもの」との原則に基づき、今年度の審議においても、合意形成に向けて、委員の皆様のご理解とご協力をよろしく申し上げます。

本日の専門部会は、最低賃金改正の実質的な審議を行う最初の会議のため、労使双方から基本的なお考えやご意見などをお伺いして、その後、個別協議に入り、金額の提示をお願いしたいと思っております。

それでは、まず、労働者側から申し上げます。

#### ○労働者代表委員

労働者側の特定最賃の考え方について説明させていただきます。

まず初めに改めて、特定（産業別）最低賃金は、「公正な賃金決定の促進による労働条件の向上」を目的とし、「労使交渉の補完・代替」機能を持っています。また、賃金の不当な切り下げ・製品の買い叩きを防止するなど、「事業の公正競争の確保」によりサプライチェーンを含めた産業全体の健全かつ持続的な成長に向けた非常に重要な役割を担っていることを、冒頭確認しておきたいと思っております。

また、この精密・電気部会の該当産業は、第4次産業革命と呼ばれるIoTやビッグデータ、ロボット、人工知能（AI）などの急速な発展を受け、精密・電気産業としてこれらの技術・社会状況の動向を見極め、電機産業が持つ高品質なものづくり技術や情報産業技術などの強みを活かし、新たな価値を生み出していくことが期待されているということです。このように経済成長・社会への貢献と新たな雇用の創出に寄与することが期待される精密・電気産業の継続的な発展を支える優秀な人材の確保の面からも、法定電機最低賃金の金額改正の取り組みが重要であることをここでも確認しておきたいと思っております。

さて、冒頭述べましたように、特定（産業別）最低賃金は、都道府県内のすべての労働者に適用されるいわゆるセーフティーネットである地域別最低賃金とは異なり、年齢（18歳未満、65歳以上は除外）や業務（主として軽易な業務に従事

する者や技能習得中の者を除く)を特定した、当該産業の「基幹的労働者」の最低賃金ということであります。従って、地域別最低賃金より相対的に高い水準の確保が不可欠であると考えております。

また、同一企業・団体におけるいわゆる正規雇用労働者と非正規雇用で働く労働者の間の不合理な待遇差の解消をめざし、パートタイム・有期雇用労働法、労働者派遣法が改正・施行されていることとなります。

特定(産業別)最低賃金は、同一労働同一賃金推進法の付帯決議において、「欧州において普及している協約賃金が雇用形態間で基本給格差を生じにくくさせている機能を果たしていることに鑑み、わが国においても特定最低賃金の活用について検討を行うこと。」とされていることから、役割が重要になっているということはお伝えしておきたいと思っております。

また、精密・電気産業は滋賀県内における主要産業であり、雇用者数のみならず生産額、出荷額などにおいても他産業と比較してウエイトが高く、滋賀県経済における重要な役割を担っています。

特に電機産業は大手企業から中小・零細企業まで裾野の広い産業構造になっており、事業の公正競争確保をはかるうえでも、法定電機最低賃金の設定と適正水準への改善が不可欠であると思っております。

よく使用者側の方は、支払い能力であるとか、価格転嫁ができていないという言葉を使用されますけれども、昨年も言いましたが企業を中心とした、日本電機工業会であるとか、電子情報技術産業協会、また、情報通信ネットワーク産業協会等の団体においては、「適正取引の推進とパートナーとの価格競争に向けた自主行動計画」というサプライチェーンの適正化についての行動計画をそれぞれ策定しておられ、その中では、具体的な行動内容として、「材料費、光熱費用、為替の価格変動及び最低賃金の引き上げを反映した適切な労務費用、適切な配送費用を反映する。」と記載されております。

また、経団連会長、日商会頭、連合会長及び関係大臣をメンバーとする「未来

を拓くパートナーシップ構築推進会議」においても、「パートナーシップ構築宣言」の仕組みが創設されているということです。この宣言の中においても、「価格決定方法 不合理な原価低減要請を行いません。取引対価の決定に当たっては、下請事業者から協議の申入れがあった場合には協議に応じ、労務費上昇分の影響を考慮するなど下請事業者の適正な利益を含むよう、十分に協議します。」と書かれておりまして、適切な労務費の上昇については、取引先との価格変更の対象であるとされています。特に特定最低賃金は公的な賃金の決定方法であり、少なくともこのパートナーシップ構築宣言を行っている企業との取引については、十分協議できるものであり、支払い能力とは一線を画すものであると考えております。また、実効性の弱さについても、2023年1月13日付、日本経済団体連合会、日本商工会議所、経済同友会は連名で、要請として『「パートナーシップ構築宣言」の実効性向上に向けて』を取りまとめ、会員事業者等に周知されおり、各企業で取り組みがされているものと理解しております。

さて、日本経済は、2022年度の名目成長率が2.0%、物価変動の影響を取り除いた実質成長率が1.4%となるなど回復傾向にあるというところです。政府は「月例経済報告」において、景気の基調判断を「景気は、緩やかに回復している。先行きについては、雇用・所得環境が改善する下で、各種政策の効果もあって、緩やかな回復が続くことが期待される。ただし、世界的な金融引締め等が続く中、海外景気の下振れが我が国の景気を下押しするリスクとなっている。また、物価上昇、金融資本市場の変動等の影響に十分注意する必要がある。」とこれは6月ですが、されております。

このような認識の上で、滋賀県における精密電気法定電機最低賃金は、「自動車」や「一般機械」など他の金属産業の最低賃金と比較しても低い状況にあるということでもありますし、加えて地域別最低賃金に下まわる予定においては早急な改善が必要と考えております。

電機連合の2023年今年の春の闘争においては、賃上げ要求に対し各企業から満

額回答がなされる企業も多かったということで、労使が一団結して、賃上げを行っている状況にあると考えております。また、電気の18歳未満の産業別最低賃金は、今、高卒初任給と差があるのですが、これを高卒初任給の水準に準拠することを目指して目標を引き上げて行く、これについては労使で話をされてこの2～3年をかけて、18歳未満の最低賃金を高卒初任給に合わせていこうという取り組みもされているということです。これらの今回申し出た組織の賃金水準（企業内最低賃金）を準拠指標としつつ、組織労働者の賃金水準など賃金実態を踏まえた適切な水準への改善が必要だと考えております。

加えて、特定最低賃金は当該産業の基幹的労働者の入口賃金であることから、電機産業の持続的な発展に向けた人材確保および「電機産業（精密電気）で働く」ことの安心感醸成の観点からもふさわしい賃金水準の確保が重要であると思っております。

新型コロナウイルス感染症は5類へと引き下げられ、私たちの生活は、Withコロナ、after コロナにおいて経済活動や社会活動が普通に行われる状況になってきております。しかしながら一方で、円安、物価上昇は、企業のみならず、多くの労働者の日常生活を直撃しているというところになります。

そういった意味からも、労働者を置き去りにせず、不安定な情勢下においても、安心して働き生活するためにも、その産業にふさわしい水準改善が欠かせないと思っております。また、今後経済を回していくためにも、賃金の引き上げは非常に重要であると認識しております。

特定（産業別）最低賃金は労使交渉の補完であるという意味からすると、2023年闘争において労働組合からの要求に対する企業側の英断による満額回答の流れを、是非この滋賀県精密電気最低賃金へ波及できるような金額改定をお願いしたいと思っております。

以上です。

○部会長

ありがとうございます。

次に使用者側お願いします。

○使用者代表委員

使用者側の特定（産業別）最低賃金に向けた、基本的な考え方を述べさせていただきます。

地賃の引き上げ額は、令和5年度967円と過去最高額の40円引上げ（4.31%）と使側としては不本意ではありますが決定いたしました。3%以上の引き上げを始めた平成28年より令和2年度はコロナ禍の影響で+2円となりましたが、令和5年までの8年間で累計203円と大幅な引き上げとなっております。平成27年比で見ると26.6%の大幅な引き上げとなります。その結果、特定最賃との差は急激に縮小しているというのが現状です。

一方、産業で見ると多くの企業は特定の産業だけに特化した仕事だけではなく、自動車や精密電機、窯業土石、一般機械など、我々が今回議論するこの業種においても、それぞれが複合した仕事の携わりをもって、仕事をしているというのが実態であります。そういった意味では、産業別と言ったくくりで議論することが本当に正しいのか、と考えます。

地賃を大きく引き上げている状況の中、現在の「特定（産業別）最低賃金」に対しても一定の役割を終える時期が近付いているのではないかと、我々としては考えているところです。

特定（産業別）最賃は、地賃の目安に引っ張られることなく従来の考え方を踏襲し真摯に議論をしていきたいと考えております。

以上です。

○部会長

ありがとうございます。

ただ今、労使双方から基本的な考え方が表明されました。

これらに関して、その他にご意見等はございませんでしょうか。

○全委員

〔意見上がりず〕

○部会長

ないようでしたら、これから具体的な金額審議に入ります。例年どおり労働者側、使用者側と個別に公益側と協議を進めるという形でよろしいでしょうか。

○全委員

〔はい〕の声。

○部会長

それでは、今年度もそのように進めてまいります。

では、例年どおり労働者側から先に協議を行いたいと思いますが、よろしいでしょうか。

○労働者代表委員

〔はい〕の声。

○部会長

それでは、まず、労働者側と公益側で個別協議し、次に使用者側と公益側で個別協議をいたします。

労働者側は、検討の時間にどれくらい必要でしょうか。

○労働者代表委員

ちょっと長めに 20 分いただけますでしょうか。

○部会長

はい、わかりました。

では、10 時 5 分でお願いします。

事務局は、控室について説明してください。

○事務局（室長）

個別協議に当たりまして、待機・検討していただく部屋を、4 F の TV 会議室と 5 F の労働基準部長室をご用意しております。

労働者側委員は 4 F の TV 会議室を、使用者側委員は 5 F の労働基準部長室をご使用願います。なお、公益側との個別協議は、この会議室を使用いたします。

辰巳指導官が労働者側委員を、浜口監督官が使用者側委員をご案内します。

それでは、案内をいたしますので、神崎・高津に続いて移動をお願いします。

○部会長

では、ここから休会といたします。

みなさま、控室にご移動をお願いいたします。

【専門部会休会】

〔労使各側に分かれての個別協議〕

【専門部会再開】

○部会長

それでは、専門部会を再開します。

本日の使用者側と労働者側の個別協議でのご意見を若干まとめますと、労働者側は、「今年の春闘から状況は変わっていて、労使のイニシアティブがより強く認識されている状況であるということと、労使双方が賃上げの必要性を認めた状況であるということ踏まえた金額の協議をしたい。」という意見を頂戴いたしました。

使用者側からは、「滋賀県の経済的な状況や特に精密機械等の状況も踏まえた実質的な議論をしていきたい。」というお話がございました。

双方で、金額的な合意には至りませんでした。

次回の第2回専門部会においては、労・使双方が、更に歩み寄っていただき、全会一致による金額決定を目指して、労・使ともご協力をお願いしたいと思っております。

なお、次回の個別協議は、労働者側から始めますので、よろしくお願いいたします。

その他、各委員から何かありましたらお願いします。

○全委員

〔意見等上がりず〕

○部会長

ございませんか。

最後に事務局から何かございますでしょうか。

○事務局（室長）

次回の第2回専門部会は、10月12日（木）午前9時30分から、場所が変わりまして、この庁舎3階の天津労働基準監督署会議室で開催いたします。

お忙しいところ申し訳ございませんが、ご出席、よろしくお願いいたします。

○部会長

それでは、第1回 滋賀県精密機械器具・電気機械器具製造業最低賃金専門部会  
はこれで終了します。

お疲れ様でした。